

## 議案第 3 号

### 川崎市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例 の制定について

川崎市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 2 月 14 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

### 川崎市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例 (趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 152 条第 1 項第 3 号及び第 4 項第 2 号の規定に基づき、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

#### (市長の調査等の対象となる法人)

第 2 条 政令第 152 条第 1 項第 3 号の条例で定める法人は、市が資本金、基本 本その他これらに準ずるもの 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

2 政令第 152 条第 4 項第 2 号の条例で定める法人は、市がその者のためにその資本金、基本 本その他これらに準ずるもの 4 分の 1 に相当する額以上 2 分の 1 に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般 財団法人並びに株式会社とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条各項に規定する法人に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）

第243条の3第2項の規定による同項の書類の作成及び議会への提出は、平成25年4月1日前の直近に終了した事業年度（以下「直近の事業年度」という。）以後の事業年度に係る書類（直近の事業年度にあっては、決算に関するものに限る。）について行うものとする。

## 参考資料

## 制定要旨

地方自治法施行令第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定めるため、この条例を制定するものである。